

広島県告示第九百六十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十五条の二の六第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同条第二項で準用する同法第十五条第四項の規定によって、次のとおり告示する。

平成二十三年十月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 申請の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

| | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 申請者の氏名又は名称（法人にあつては、代表者の氏名を含む。） | 内海造船株式会社 代表取締役社長 森 弘行 |
| 申請者の住所又は主たる事務所の所在地 | 広島県尾道市瀬戸田町沢二二六番地の六 |

二 申請年月日

平成二十三年八月十日

三 申請の内容

1 産業廃棄物処理施設の設置の場所

尾道市瀬戸田町沢字宮沖二二二番他

2 産業廃棄物処理施設の種類

管理型産業廃棄物最終処分場

3 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、鉱さい、ばいじん、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

四 当該申請に係る申請書類等の縦覧の場所、期間及び時間

当該申請に係る産業廃棄物処理施設変更許可申請及び当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類について、次のとおり縦覧に供する。

1 縦覧場所

広島県東部厚生環境事務所環境管理課、尾道市市民生活部環境政策課及び尾道市瀬戸

田支所しまおこし課

2 縦覧期間

平成二十三年十月十七日から平成二十三年十一月十六日（土曜日、日曜日及び国民の

休日を除く。）

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

五 意見書の提出先及び提出期間並びに意見書に記載すべき事項

当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第十五条の二の六第二項で準用する同法第十五条第六項の規定によって、次のとおり生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 意見書の提出先

〒七二二一〇〇〇二 広島県尾道市古浜町二六番一二号 広島県東部厚生環境事務所
環境管理課

2 意見書の提出期間

平成二十三年十月十七日から平成二十三年十一月三十日まで

3 意見書に記載すべき事項

- (一) 提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所
の所在地）
- (二) 意見書の対象となる申請の概要（前記一、二及び三に掲げる事項を記載するこ
と。）
- (三) 当該施設の設置に関する利害関係の内容
- (四) 生活環境の保全上の見地からの意見